

総行行第325号
総行経第39号
令和8年7月7日

各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県行政改革担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市行政改革担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)
総務省自治行政局行政経営支援室長
(公 印 省 略)

地方の官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組の加速化等について（通知）

政府においては、賃上げが物価上昇を上回る状況を実現し、家計の実質所得を確保することが喫緊の課題であるという認識のもと、企業が継続的かつ安定的に賃上げできる環境を整えるため、「官」が先導して取組を進める観点から、官公需の価格転嫁の徹底を図ることとしています。

この度、各地方公共団体における適切な価格転嫁の実現に向けた取組に係る検討に資するよう、「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況調査」及び「物価高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査」の結果（以下「調査結果」という。）を別添のとおり取りまとめ、総務省ホームページにおいて公表しましたので、お知らせします。

（総務省ホームページ「地方公共団体の官公需における価格転嫁」）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/190832.html

総務省においては、これまでも「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について」（令和7年6月26日付け総務省自治行政局行政課長、行政経営支援室長通知）等により、地方公共団体に対して、適切な価格転嫁の実現に向けた取組を行っていただくよう依頼してきたところですが、今回の調査結果からは、一定の進捗は見られるもの、依然として価格転嫁の取組が進んでいないことが明らかとなりました。

また、中小企業庁においては、毎年3月・9月に「価格交渉促進月間」を実施し、この期間において実際に価格交渉、価格転嫁を発注者が実施したか、受注側の中小企業30万社へフォローアップ調査を行い、その結果を公表しています。令和8年3月期の調査結果が本年6月26日に公表されたところですが、この結果においても、コスト全体の価格転嫁率（コスト上昇分のう

ち、契約額に反映された割合の回答の平均値。以下同じ。)は昨年9月時点より1ポイント増の54.2%となっている一方、官公需に限った場合の価格転嫁率は4ポイント減の48.4%となっており、官公需における価格転嫁への対応が不十分な結果となっています。

同調査は、この後、発注者ごとの「価格交渉・価格転嫁の回答状況」を整理し、4段階で評価する「発注者リスト」を公表することとされています(例年8月頃)。当該発注者リストには、回答した企業の10社以上から「主要な取引先」として選択された場合に掲載されるものですが、今回の価格転嫁率の状況を踏まえると、「発注者リスト」に掲載された場合、これまで以上に厳しい評価となるおそれがあると考えられます。さらには、本年9月期から、新たに「官公需における取引状況調査」として実施され、官公需に特化した受注企業に対する調査に移行予定とされています。

加えて、「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和8年4月21日閣議決定)において、中小企業者の受注機会を拡大するため取るべき措置が定められ、当該措置を実施することが求められているところ、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」(令和8年4月6日公表)においては、国等の施策に準じて、特に取組を加速すべき措置について、令和9年度末までに全ての自治体において100%の実施がなされる状態を目指すとしており、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」を踏まえた適切な価格転嫁の実現に向けた取組の加速化について」(令和8年4月21日付け総務省自治行政局行政課長、経済産業省中小企業庁事業環境部取引課長通知)でお示ししたとおり、各措置の実施状況を踏まえ、取組が進んでいない地方公共団体に対しては、今後、都道府県市区町村担当部局の協力も得ながら、総務省において個別のヒアリングや助言等を実施する予定としています。

このため、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁を実現する観点から、地方公共団体の入札・契約手続において留意いただきたい事項を、下記のとおり改めてお示ししますので、貴職におかれましては、適切な価格転嫁に向けた一層の取組をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。また、適切な価格転嫁の必要性に鑑み、各都道府県及び市区町村の契約担当部局等から、首長を含む庁内幹部や、庁内の調達担当部局にも広く本通知を展開いただくよう、併せて願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用

(1) 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の原則導入・適用について

低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に活用することは、契約内容の適正な履行の確保はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁が確保され、賃上げの流れが地方に波及することで、地域経済の活性化等にも資するものであり、原則として全ての工事、製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合の入札において制度を導入・適用する必要がある。

今回の調査結果によると、工事関係の業種への導入・適用率は都道府県では9割以上、市区町村では概ね7割、また、工事関係以外の請負契約の業種への導入・適用率は都道府県では概

ね6割、市区町村では概ね2割にとどまっていることから、全ての業種において導入・適用すること。また、個別の業種において制度を導入し、かつ入札案件があるにも関わらず、制度を適用していない団体が一定数確認されたことから、全庁的な対応方針を定め、制度導入している場合には全ての入札案件に適用すること。

(2) 低入札価格調査における調査基準及び最低制限価格について

低入札価格調査における調査基準（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格は、各地方公共団体において、概ね、予定価格の一定割合で設定されている状況にあるが、この割合については、各種法令を遵守できる適正な割合とする必要があること。

なお、工事請負契約に係る調査基準価格の設定に関しては、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（令和4年3月4日最終改正）により、予定価格の100分の75から100分の92の範囲内で設定するとされていること等も参考とすること。また、ビルメンテナンス業務及び警備業務については、「ビルメンテナンス業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について」及び「警備業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について」（いずれも令和8年2月13日付総務省自治行政局行政課長通知）で示したとおり、各業所管省庁から価格基準が示されているため、この価格基準を参考に調査基準価格及び最低制限価格の設定を行うこと。上記以外の請負契約についても、今後、各業所管省庁における価格基準が設定される場合には周知する予定であるが、それまでの間においてはこれらの価格基準の設定方法も参考とすること。

2. 民間委託・指定管理制度における対応の適切な実施

(1) 客観的指標ベースの予算積算について

物価高騰、賃金上昇等への対応は、適切な価格転嫁を実施し、地域経済の活性化に資するため、原則として全ての契約・協定において、客観的指標ベースの予算積算を導入する必要がある。

今回の調査結果によると、都道府県・指定都市では概ね8～9割程度、市区町村では概ね5割程度の対応にとどまっていることから、全ての契約・協定において本対応を徹底すること。

対応に当たっては、予算編成方針への明記、国等が示す客観的な指標（最低賃金、消費者物価指数、企業物価指数等）の活用及び需給状況、原材料費、人件費等の最新の実勢価格を踏まえた適切な予定価格の作成を行うこと。

(2) スライド条項等の導入について

最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約・協定後の状況に応じた必要な契約・協定変更を行うことは、契約・協定内容の適正な履行確保に不可欠であり、原則として全ての契約・協定において、スライド条項等により契約・協定内容に期中の物価高騰の影響を適切に反映する仕組みを導入する必要がある。

今回の調査結果によると、都道府県・指定都市では概ね3～6割程度、市区町村では概ね2～4割程度の対応にとどまっていることから、来年度予算編成を待つことなく、今年度から直ちにスライド条項等の導入を徹底すること。

複数年度契約・協定においては、労務費、原材料費等の上昇時における金額変更の条項（スライド条項）をあらかじめ契約・協定に定め、迅速かつ適切に協議を行うこと。単年度契約・協定においても、年度途中の最低賃金の改定や物価上昇等を踏まえれば、単年度契約・協定であることのみを理由として必要な協議を行わずに契約・協定金額を据え置くことは必ずしも適切な対応ではないため、定期的な協議の場を設けるなど、契約・協定期間中の影響を適切に反映する仕組みを設けること。